

令和6年鉾田市農業委員会12月定例総会議事録

日 時	令和6年12月25日（水）午後2時00分				
場 所	市役所 2階 大会議室				
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名
	1 番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一
	2 番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一
	3 番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛
	4 番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重
	5 番	永井 司	出	17番	関根 薫
	6 番	海東 一	出	18番	海老原康廣
	7 番	草野 克信	出	19番	大貫 修一
	8 番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄
	9 番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一
事 務 局	日下部局長補佐 鬼澤係長				
議 長	14番 飯岡政一（会長）				
議事録署名人	24番 梶間 幸一 1 番 新堀 隆				
書 記	鬼澤係長				
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について				
	議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について				
	議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について				
	議案第 4 号 農地改良協議に対する同意について				
	議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について				
	議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について				
	議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について				

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法制限除外の届出について 報告第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 事 務 局 定刻となりましたので、令和 6 年銚田市農業委員会 12 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。 会 長 どうも皆さん、こんにちは。12 月師走、この暮れの忙しい時期でございますけれども、今年最後の定例総会ですので、皆様には忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。 また、せんだっては、地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動推進大会に、ザ・ヒロサワ・シティのほうに参画いただきまして、本当にありがとうございました。 私、あれ最後の頃で申し上げました、XXXXXXXXXXが講演をしてくださいまして、非常にほかの会長、近隣の会長のほうから、お褒めの言葉をいただいたので、少し鼻を高くしております。銚田は農村で、やっぱりこれだけのことをやってきているので、常に県内でトップクラスの地域で頑張っているのだなということで、やはりほかの市町村の会長らも、ある程度、大したものだという事で褒めてくれましたので、本当にありがとうございました。 そういうことで、ああいう大会で、やはり自分の地域が登壇して、あそこで発表するということはなかなかないことなので、非常にうれしい限りでございます。これも、やはり皆様方のお一人お一人の力の賜物だと、私も深く深く感謝を申し上げます。 今後、暮れだって、いろいろな出来事もありますけれども、インフルエンザ、コロナ等も大分はやっております。先日も、昨日の昼でありましたけれども、医者の方でも、1 週間で倍、その倍の倍に、また 1 週間たったらなるということで、インフルエンザが。やはり薬が医者にもなくなってきたということで、皆様、これから暮れに向けて、またお正月に向けて、体調を崩さないように、ひとつ自分自身の健康管理には十分留意していただきながら、年末また年
--	--

	始を迎えてくれれば幸いと思っております。 今年最後の総会なもので、ひとつ皆様に慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。 簡単ではございますが、私の挨拶にさせていただきます。ご苦労さまでございます。
事務局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、ただいまの出席委員は21名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会12月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりです。 会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、24番 梶間幸一 委員、1番 新堀隆 委員の両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の鬼澤係長を指名いたします。
議長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 2番、坪沼美知子委員、13番、齊藤新一委員、15番、窪伸衛委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。

議 長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号15番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号15番まで、ご説明いたします。 まず初めに、番号1番につきまして、12月24日付で取下げの届出がありましたので、ご報告いたします。番号1番を除く件数につきましては14件、地目、畑26筆、田2筆、計28筆。面積は4万8,404平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買9件、普通贈与2件、交換2件、区分地上権1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。
議 長	それでは、番号2番について地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。2番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子です。■■■■さんは嫁いだ娘さんになります。■■■■さんは、自宅すぐ前の申請地を父、■■■■さんより贈与を受け、会社員の傍ら、新規就農としてコマツナなど野菜を栽培するそうです。機械類は自宅近くの父より借り受けます。下限面積撤廃の案件ですが、問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、番号3番、番号4番について地元委員の説明を求め

平沼要司委員	ます。 8番, 平沼です。3番についてご報告いたします。 譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび, ■■■■さんが新規就農ということで, 売買が円満にまとまったということです。■■■■さんは, 親戚の■■■■さんに指導を受けてサツマイモを作るということです。以上のような理由から, 譲受人は取得後も耕作の事業を行うと認められ, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので, よろしくご審議のほどお願いします。 続けて, 4番目ですか。
議 長	はい, どうぞ。
平沼要司委員	それでは, 4番についてご報告いたします。 譲受人, ■■■■さんと譲渡人の■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび, ■■■■さんの経営規模拡大ということで, 売買が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは, 作物, メロン, 葉物を中心とした農家であり, 経営面積も2.7ヘクタールあり, ■■■■さんも熱心に取り組んでおります。サツマイモを作るということで, 申請地を取得したいということです。以上のような理由から, 譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われるので, よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	続きまして, 番号5番について地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	9番, 長峰です。5番について説明いたします。 譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび, ■■■■さんの土地を■■■■さんに贈与することになったものでございます。■■■■さんは, サツマイモ, メロンなどを中心とした農家であり, 経営面積も6ヘクタール以上あります。後継者である■■■■さんに贈与し経営安定化するため, 申請地を贈与したいということでございます。以上の理由から, 譲受人は農作業に常時従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 森作秀裕委員	続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。 10番、森作です。6番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の関係にあります。このたび、■■■■さんが■■■■さんの水田の売買契約が円満に結ばれたそうです。この土地が銚田川流域の道路沿いに面した水田で、20アール超えています。■■■■さんは、水田を中心に1.4ヘクタール、水稻などを中心にした農家でございます。問題がない案件だと思われます。よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、番号7番について説明いたします。今まで■■■■さんが■■■■さんの畑を借りて、営農型の発電を借りていまして、その再契約という形で、区分、地上権の設定ということで案件があります。継続ということで、問題がない案件かと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。
議長 山口正重委員	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。 16番、山口です。申請番号8番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび、■■■■さんに農地を贈与するということでございます。■■■■さんは、イチゴ、水稻、露地野菜などを中心とした農家であり、熱心に取り組んでおります。農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長 菅谷美尚委員	続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。9番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは同地区の知人で、■■■■さんの農地と■■■■さんの農地は同じ面の中にあったそうです。■■■■さんに前から耕作をしてもらっていましたが、■■■■さんの農業縮小に伴い、■■■■さんに買い取ってもらう話がまとまったそうです。■■■■さんは引き続き稲作をすることです。問題がない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、10番について説明いたします。譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは昔から知人で、お互いの畑を交換することで作業の利便性を図ることになったそうです。交換した後は、おのあの作物を作ることです。問題のない案件と思われますので、よ

議 長	ろしくご審議お願いいたします。
永井司委員	続きまして、番号１１番について地元委員の説明を求めます。 ５番、永井です。１１番について説明いたします。 ■■■さんと■■■さんは、もともと近所の間柄でございまして、■■■さんが■■■のほうに嫁に行って、このたびおふくろさんが亡くなって、土地を相続したら、■■■さんと自分の土地が少し間違っているということで、前に交換したやつがそのまま作って、ちょっとだけ間違いのところがあるということで、今回申請して是正したいということでございますので、交換という形で案件は上がってきていましたので、よろしくご審議お願いしたいと思います。
議 長	続きまして、番号１２番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	４番、菅谷です。１２番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは同地区の友人で、農業の縮小を考えていた■■■さんが、農業経営拡大をしようとしている■■■さんに話したところ、売買の話がまとまったということです。■■■さんは、サツマイモ、葉物を中心とした大規模な農家を経営しております。購入した農地にはサツマイモを耕作するとのことでした。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	続きまして、番号１３番、番号１４番について地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	２１番、菅谷です。１３番について説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんとは近所でありまして、■■■さんの土地を以前よりお借りして耕作していたそうですが、このたび売買の話が円満にまとまったということで、■■■さんに土地を譲るということだそうです。よろしくご審議のほどお願いいたします。 続いて、１４番ですが、譲受人の■■■さんと譲渡人の■■■さんとは近所の仲でありまして、このたび農業を■■■さんがしないということで売買の話が、これもまた円満にまとまったということです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、番号１５番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	２２番、井川です。１５番について説明いたします。

	譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんが、■■■■さんの母親の知人の紹介という間柄でございます。■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、ハウレンソウ、コマツナ、ミツバなどを中心とした農家であります。経営面積についても10ヘクタールあり、自身、後継者として4年ぐらいたちますか、後継者として熱心に取り組んでおります。このたび野菜を中心とした作物を増産するために申請地を取得したいということでございます。権利移動に係る許可要件について問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号2番から番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
関根薫委員	すみません。17番、関根です。7番について、ちょっと事務局のほうから詳しい説明をお願いしたいのですけれども、営農型の太陽光で地上権設定の申請というか、あるのですけれども、これは法律的に貸手側と借手側が太陽光でお互い成立はしていると思うのですけれども、5年、10年先になったときにトラブルが発生した場合に、このやっている会社が突然パンクしたとか、地上権設定をされてしまうと、正直言って8割方は法廷闘争になったときには何もできない状態ではないのかなというふうに、ある程度、自分も法律でちょっと調べたことがあるのですけれども、事務局のほうでその辺、説明願えないでしょうか。
議 長 事 務 局	事務局、どうぞ。 こちらの区分地上権設定というのは、多分関根委員がおっしゃっている地上権と少し意味合いが違うものになっていて、地上権というのは、農地の表面、地面の部分に権利設定をして、太陽光発電等の権利設定となる行為なのですけれども、この営農型太陽光というのは、農地ではなくて、あくまで空中の2メートルぐらいの規定の高さがあるのですけれども、その空中部分だけに権利設定を行うというものになります。なので、当然、会社のほうが破綻をしたりとか、なくなってしまった場合は撤去等の行うのができなくなったりとか、そういう問題が生じると思うのですけれども、通常の地上権設定とちょっと意味合いが違うものになっているということです。なので、空中部分だけを権利を持っていると。土地とその地面の作物を作る部分については別な、当然地権者さんのほうに権利があることになりますので、地上権設定をして太陽光発電を設置するとい

	うものよりは、比較的に地権者のほうに有利な形というふうにはなっているというのを以前調べたので。ただし、やはり倒産したりとか、そういった際の問題が起こり得るというのは間違いなくありますので。
関根薫委員	すみません。空中に権利があっても、当然それを支えている土台をパイプの支柱があると思うのです。それを結局、法律的に触れることは地権者はどうなのかな。
議長	どうぞ。
事務局	支柱部分については、いわゆるこれから審議されますけれども、5条の一時転用というので権利設定をしているのですけれども、その両方で営農型太陽光というのは成立している一時的な転用行為になりますので、支柱部分だけは〇。何平方メートルとか出ていると思うのですけれども、それが今回の空中地上権とセットで権利設定。それ以外は全て地権者さんに権利があるというものになっていますので、あくまで太陽光についてだけ権利を設定しているというものになります。 以上です。
議長	はい、どうぞ。
海老原康廣委員	海老原です。今の続きなのだけれども、地主は賃貸になる。
議長	はい、どうぞ。
事務局	使用貸借の場合もありますが、今回の権利制定については賃貸借で設定されておりますので、支柱部分と空中部分の権利設定で、地権者さんに対して太陽光の会社が賃料をお支払いしているという形になっております。
海老原康廣委員	賃貸で地上を使っているのは柱の部分、面積だけの賃貸料、そういうあれなのですか。
事務局	おっしゃるとおり、支柱部分についての賃料もあるのですが、空中部分は全ての面積に使っているので、空中の太陽光パネルの面積というのは農地の面積全体を使っていれば、全体分の賃料という形で賃借設定をしているので、支柱だけであれば本当に幾らもない面積なのですから、両方もらえるという形で今回の申請をいただいております。

	以上です。
議 長	今の説明で大丈夫ですか。
海老原康廣委員	はい。
議 長	お願いします。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。これ確認なのですが、今7番の下の8番で、口頭では贈与と言われたのですが、書類上、どちらも売買と書いてあるのですが、どちらなのでしょう。
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	こちら申請書のほうは売買になっております。同じ住所なのですが、申請書のほうは売買で上がってきているので、議案のほう売買が正しいということで、よろしくお願いします。
議 長	それでよろしいですか。
箕輪美代子委員	はい。
議 長	そのほかありましたらお願いします。大丈夫ですか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番から番号15番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番から番号15番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用

	許可について)
議 長	続きます、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番についてご説明いたします。番号1番、申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積2,018平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用施設，農業用倉庫，直売所，駐車場，198.74平方メートル。事由，農業を営んでおりますが，作業効率化のために農業用倉庫及び直売所を建築したい。経営規模拡大に伴い，現在の自宅敷地では農業用資材置場や従業員の駐車場及び農業用車両の駐車スペースが不足したため整備したい。また，農地法の許可を得ずに一部に碎石を敷いて通路・駐車場として使用しておりましたので，是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番，平沼です。申請番号1番についてご報告をいたします。 地図は1ページの左側になります。1番についてご報告いたします。去る12月16日に海東委員，草野委員と私と事務局で現地調査を行いました。場所は，今言った1ページの左側になります。詳細につきましては，地元委員さんお願いします。 申請地は，集団的に存在する農地の地域にあるが，住宅に接続して設置される駐車場，農業用倉庫として例外的に許可できるということです。農地区分は第1種と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，報告をいたします。
議 長	続きます、地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	18番，海老原です。番号1番についてご説明いたします。

	ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。現況調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。 申請地は、地図１ページの左側になります。銚田市■■■■の裏側の位置になります。作業効率化のため、農業用倉庫及びイチゴなど野菜直売所を建築したいとのことです。現在の敷地では、農業用資材置場や駐車場スペースが不足したため整備したいとのことです。また、農地法の許可を得ず一部砕石を敷いて使用しておりましたので、始末書添付しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	１９番、大貫です。よろしくお願いします。 農業用倉庫とか直売所を整備したいとあるのですけれども、面積は農地潰して、面積とか制約はあるのですか。分からないから聞いているのだけれども、お願いします。
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	こちら面積についてなのですが、面積要件の上限があるものは自己住宅になります。こちらは５００平方メートルまでしか転用が認められておりません。今回のケースは農業用の施設ということで、必要な面積を転用可能になりますので、特に面積の要件はないので、どれだけでも必要な面積であれば転用が可能ということになります。 以上です。
大貫修一委員	ありがとうございました。分かりました。
議 長	よろしいですか。
大貫修一委員	農家の場合、一反歩ですよね。
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	多分農家住宅のことをおっしゃっているのかなと思うのですけれども、一般的な住宅は５００平方メートルで、農家の後継者の方が住宅を建てる場合は１，０００平方メートルまで転用可という形になります。 以上です。

大貫修一委員	ありがとうございました。
議 長	どうでしょうか。そのほかに質疑のほうはありますか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積6、836平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農地改良、盛土、7、300平方メートル。事由、農地の高低差解消をして耕作の利便性を高めるため盛土を行いたい。令和7年2月10日から1年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上です。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。申請番号2番についてご報告をいたします。 場所については、地図1ページの右側になります。詳細については、地元委員さん、よろしくお願いします。 申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的な転用であるため許可ができるということでございます。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告をいたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。

梶間幸一委員		24番、梶間です。2番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は1ページの右側を御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、[REDACTED]の信号を左に曲がり500メートルぐらい行ったところの左側になります。今回申請地の高低差解消をして、耕作の利便性を高めるための盛土をしたいということです。作付を1年休むということで、一時転用の申請となっております。問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号1番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積971平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]

		■■■■■。譲渡人、■■■■■，■■■■■。転用施設，資材置場，971平方メートル。事由，建設業を営んでおりますが，事業拡大に伴い現在使用している資材置場が手狭なため申請地に新たな資材置場及び重機置場を整備したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。なお，地元委員も兼ねておりますので，続けてご説明をお願いします。
海東一委員		6番，海東です。申請番号1番について報告します。 去る12月16日に，草野委員，平沼委員，私と事務局で現地調査を行いました。場所については，地図2ページの左側の位置です。詳細については，地元委員ですので，続けて説明していきたいと思えます。 申請地は，都市計画区域内の第1種中高層住宅地である地域であります。農地区域は第3種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，報告いたします。 続いて，地元委員ですので，説明をいたします。 場所は，地図2ページ左側を御覧ください。■■■■■信号より南東側180メートルぐらいの位置の場所にあります。それと，■■■■■さんと譲渡人，■■■■■さんは知人関係でございます。■■■■■さんは建築業を営んでおりますが，事業拡大に伴い，現在，使用している資材置場が手狭なため，申請地に新たな資材置場及び重機置場を整備したいということで，売買契約が円満にまとまったということでございます。現在は休耕地になっております。問題のない案件と思われるので，よろしく審議のほどお願いします。
議	長	それでは，番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま

	す。
議 長 事 務 局	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積230平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場、230平方メートル。事由、重機修理業を営んでおりますが、現在使用している資材置場が手狭なため申請地に新たな資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 海東一委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明お願いいたします。 6番、海東です。申請番号2番について報告いたします。 場所については、地図2ページ右側の位置です。詳細につきましては、地元委員ですので、続けて説明したいと思います。 申請地は住宅、山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見としまして可と判断しましたので、報告いたします。 続いて、地元委員ですので、説明いたします。 場所は、地図2ページ右側を御覧ください。[REDACTED]より南東側60メートルぐらいの場所にあります。受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは親戚関係でございます。[REDACTED]さんは重機修理業を営んでおりますが、現在使用している資材置場が手狭なため申請地に新たな資材置場を整備したいということで、贈与契約が円満にまとまったということでございます。現在は休耕地になっております。問題ない案件と思われるので、よろしく審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。

	番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積7.14平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積121平方メートル。計2筆、128平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫、宿舍、ポンプ小屋、203.33平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに農業用倉庫及び宿舍、ポンプ小屋を整備して利用しておりましたので、是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。3番について報告いたします。 場所については、地図3ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は住宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地で、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。申請番号3番について報告いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、地図3ページの左側を御覧ください。[REDACTED]から300メートル、[REDACTED]中学校から300メートルの場所にあります。申請人、[REDACTED]さんは、メロン、トマトを中心とした農家で

	あり、経営面積も2.2ヘクタールございます。農業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに農業用倉庫及び宿舍、ポンプ小屋を整備して利用しておりましたので、是正したいとのことです。現地を確認したところ、農業用倉庫、宿舍、ポンプ小屋が整備されておりました。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。ポンプ小屋を整備してとありますが、例えばハウスありますよね。ハウスに水を供給するのにポンプ、私の言葉で言えば、羽根で、ポンプはいたずらされますね。その小屋のところ、これちゃんと申請しないと。
議 長	事務局。
事 務 局	こちらポンプ小屋のほうなのですけれども、制限除外の届出というものがあまして、いわゆる200平方メートル以下の建物と農業用施設については、許可でなくて届出で問題なく認めることができますのですけれども、こういった宿舍とか、ほかの、今回違反をして建ててしまっていた関係があって、是正の申請をいただいたのですけれども、この単体のポンプ小屋だけであれば、許可申請を出さなくても届出で認めることができると。多くの銚田の農家の皆様、畑にポンプ小屋等は設置されていると思いますが、その申請を全て出ているかといいますと、それは出ていない状況ではあります。本来であれば、届出をいただければ、それで問題なく設置ができるというものであるのですけれども、たまたま今回、ポンプ小屋だけではなくて、宿舍とこの倉庫があったので、是正でポンプ小屋もさせていただきたい、そういうことでございます。 以上です。
議 長	はい。
大貫修一委員	では、普通だったら別に申請しなくて、届出だけでいいということで、ここにも1番と2番、別にあって、1番の方も駄目だよとあったから分からないもので質問しているのですけれども、では、普通は申請してもらえばありがたいけれども、普通は大丈夫だということで、オーケーということで、分かりました。ありがとうございました。

議 長	結局、ハウスの端っこにはポンプ小屋があって、その反対側には小屋がある。別にポンプのほうは申請をしなくても、こっちの小屋のほうだけ申請すればいいと言ったのだけれども、やっぱり同じ、どっちみち申請するのなら一緒にやっつけてしまおうということで、本人が申請してくれたということ、そういうことです。
大貫修一委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	そのほか。 はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。今の3番の議案なのですが、農業用倉庫、宿舎、これは研修生の宿舎だと思うのですが、宿舎を建てる場合、通常、6連担、70メートル以内、6連担ですよね。そういう6連担を足りなくて、例えば小屋を造ったりしてちゃんとやってから建てる人もいれば、こういうふうに建ってしまって、はい、始末書添付1枚だけで、これが済んでしまうのですか。
議 長	どうぞ。
事 務 局	こちらについては、箕輪委員おっしゃるとおり、是正追認の案件と事前にやる案件とあるのですが、明確に違うのは、先ほどもおっしゃっていたとおり、農地法上転用が可能であるかどうかという部分であります。今回の案件につきましては、第2種農地ということで、連担等は不要で、原則転用できる農地だと。それ以外で、例えば連担が取れないと、そういった場所に許可なく宿舎等を建ててしまった場合は、農業委員会としては、是正ということで、撤去の指導をしていくことになります。今のところ、そういった案件がないだけで、今後、もしそういった転用ができないような場所に建物等を建てたりとか、農地以外の形で利用した場合は、そういった指導をしていく必要があることもあります。 以上です。
箕輪美代子委員	分かりました。
議 長	そのほかにもどうでしょうか、質疑のほうは。大丈夫でしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。

議 長	番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号4番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積69平方メートル。使用借人，XXXXXXXXXX，XXXXXXほか1名。使用貸人，XXXXXXXXXX，XXXXXX。転用施設、自己住宅、124.94平方メートル。事由、現在家族3人で自己住宅に居住しておりますが、手狭なため現在の居住している住居の建て替えをしたい。また、農地法の許可を得ずに住宅を増築して利用しておりましたので、是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 草野克信委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 7番、草野です。4番について報告いたします。 場所については、地図3ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地で、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長 小沼正委員	続きまして、地元委員の説明を求めます。 11番、小沼です。申請番号4番について報告いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページの右側を御覧ください。譲渡人、XXXXXXさんと譲受人、XXXXXXさんは親子の関係でございます。現在、家族3人で自己住宅に居住しておりますが、古くなったため、現在居住している住宅の建て替え

		をしたいということでございます。また、農地法の許可を得ずに住宅を増築し利用しておりましたので、是正したいとのことです。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (何事か声あり)
議	長	場所の説明、続けてお願いします。
事	務	3番と同じ方なので、同じ地図のことになりますけれども、旭市民センターから300メートル、旭中学校から300メートルの位置になります。
	局	以上です。
議	長	それでいいですか。よろしいですか。 それでは、質疑に入ります。
大	貫	同じ人。
議	長	3番と4番が同じ。それでよろしいですか。 (はいの声あり)
議	長	では、質疑ないですか。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。

議 長	て建てようかなということで、私としては、結構、夫婦の名義で申請する人多いと言ったら、大丈夫お金あるからという話でしたので、何ら問題がない案件だと思われしますので、よろしくお願いします。 ご苦労さまでした。 番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号6番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積331平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫、資材置場、46.94平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い、現在使用している倉庫が手狭なため、申請地に農業用倉庫及び資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 海東一委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 6番、海東です。申請番号6番について報告いたします。 場所については、地図4ページ右側の位置です。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。 申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある、集団性の低い農地であります。農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積

議 長 大貫修一委員	等、いずれも適と認め、3人の総合意見としまして可と判断しましたので、報告いたします。
	それでは、地元委員の説明を求めます。
	地元委員、大貫です。続きまして、説明したいと思います。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでございます。 ■■■■さんの申請地は、地図4ページの右側にあります。■■■■ ■■■■がありまして、その隣に北側、その隣には以前食堂がありまして、三角のところは食堂の駐車場になっていましたが、今はやっていません。その隣が■■■■さんのお宅でございます。その隣にハウスを潰して、農業用倉庫と車庫を、トラックを今度新車を買うことになっているので、野ざらしにはできないから、そういうものを入れるのだという。芋掘りもサツマイモ5反歩くらい持っているから、農機具もありますから、芋掘り機も置いておくようなので農業用倉庫を造るということです。 ■■■■さんは、先ほども言いましたように、サツマイモは5反歩ほどですが、メロンは1町7反歩ほど作っており、実習生も3人いるということであります。メロンも12月中旬には、もう植えて、4月中旬には出荷するというので、今年の秋はメロン盗まれて、テレビなんかでもやっていて、マスコミ対応が大変だったということをお話しておりました。何ら問題ない案件と思われますので、よろしくをお願いします。
	それでは、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号7番, 権利, 贈与。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積300平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 自己住宅, 135.81平方メートル。事由, 現在家族7人で住んでおりますが, 手狭となったため, 申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 草野克信委員	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。 7番, 草野です。7番について報告いたします。 場所については, 地図5ページの左側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願いいたします。 申請地は, 集団的に存在する農地の地域にあるが, 既存施設の敷地面積2分の1以内の拡張のため, 例外的に許可できる状況で, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。
議長 山口正重委員	それでは, 地元委員の説明を求めます。 16番, 山口です。現況調査員の皆様, ご苦労さまでした。 場所は, 5ページ左側になります。徳宿本郷を縦山方向に行き, [REDACTED]の徳宿農場のところを左に曲がり100メートル行った右側になります。譲渡人, [REDACTED]さんと譲受人, [REDACTED]さんは親子関係でございます。[REDACTED]さんに会って聞いてきたのですが, 何かこの申請書が, 建設屋さん任せで, ちょっと違うということで, 本人に聞いたのですが, 自己住宅ではなくて, イチゴを作るために大型予冷施設をつくった施設を造りたいということで, 本当にすみませんということで, 何か建設屋さん任せで, 申請書が申し訳ないということで言っていました。本人に聞いたのだから間違いないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議長 菅谷美尚委員	それでは, 番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 これ, 申請が宅地でなくて, このままでいいのですか。本人が倉庫と言っているのに。
山口正重委員	宅地ではないです。

菅谷美尚委員	宅地ではないものを、結局、本人はそういう農業用施設を建てたいのだけれども。
山口正重委員	建物を造って、大型、よく分からないのだけれども、予冷库ということで、イチゴ苗を直接冷やす大きな冷蔵庫、建物を。
菅谷美尚委員	いや、だから、この許可と違うものを建てるということですよ。この申請自体がおかしいのではないですか。
山口正重委員	建設屋さん任せで、申し訳ないと言ったので。
菅谷美尚委員	それは、申請を取り下げて、もう一回申請してもらわないと駄目な案件なのではないですか。
議 長	ちょっと事務局から。
事 務 局	こちらのほうの申請書のほうには、宅地の自己住宅設計書であったり、見積書が添付されております。自己住宅として受付しておりますので、聞き取った内容に違うことが今分かったので、今回は保留という形にして、翌月繰越し、取下げになるかはちょっと確認をさせていただいて、再度、審議のほうを諮るということによろしいか、ちょっとご審議していただければと思います。 以上です。
議 長	そうすると、今の山口委員が本人から聞いたのは、最後に申請は自己住宅ということで申請は出したのだけれども、本人から聞き取った場合には、イチゴの苗なんかを入れる大型の予冷库の倉庫を建てるということでやったということで、すみませんでしたという、その言葉が最後に聞いたということは、申請を出し間違えたということだよな。最後に、すみませんと言ったのだから。
山口正重委員	何か建設任せでというので、確認しなかった。実際には大型冷蔵庫と。
議 長	だから、山口さんに説明をして、それで最後に、すみませんでしたと言ったということは、申請を間違えたということを確認しているわけだ、本人は。だから、それを今度、それは保留にして、来月、再度申請をし直したほうがいいか、このままで認めたほうがいいかということを皆さんで審議をしてくれということ。これのほうがいいか。それともそれまま。

	はい、どうぞ。
菅谷美尚委員	その人、補足の中で何も言わなかったら通った案件だと思うのです。だけれども、そうやって、地元委員さんにおっしゃったということは、そうすればもう一回申請し直してもらったと思います。そうすれば何の問題もない案件だと思うのです。
山口正重委員	このまま通ってしまう案件なのだけれども、たまたまそこで現場確認したら、車で来て、うちの娘の同級生という話になって、ここに住宅造るのかと聞いたら大型冷蔵庫造るのだよと、正直に言ったのだから。
菅谷美尚委員	だから、物すごく正直な方で、何の問題もないと思うのだけれども、この申請のやつと違うものを建てるということは、ちょっとおかしいですね。分かってしまった時点でおかしいのだから、もう一回。1か月ぐらいなら、申請し直してもらったほうが。
議 長	では、事務局のほうで。
事 務 局	もう一点ありまして、農業振興地域の農地だったのです。これを自己住宅の場合と農業用施設用地では外し方が違うのです。住宅地として除外はされているので、どちらでも可能であるのですが、もう半年前に一般の自己住宅として申請しているのに、今回の申請で変わっているので、ちょっとその辺りもよく確認をさせてもらって許可にしたほうがいいのかと思うので、今回、この案件については保留のほうがよろしいということであれば、そのようにしたいと思います。
議 長	どうですか、皆さん。
山口正重委員	どちらが正しいのかわからない。
議 長	これ、保留にしたほうが良いと思う方。
菅谷美尚委員	保留が妥当だと思う。
議 長	では、そういう形で保留にして、来月、再度申請をし直して、そのとき、もう一度、はっきりした確認を取っていただいて、やはり自己住宅になったのだと、また変わってしまってもしょうがないから。仮に、山口委員に言ったやつが、また事務局で聞きにいったらば、やっぱり自己住宅でいいよという形になってしまった場合に

	は、来月、申請をし直したならば、そこおかしくなってしまうから、その場合には認めるほかない。自己住宅だから。
菅谷美尚委員	申請どおりの住宅を建てるのだったらば、これは許可相当でいいのではないですか。
議長	例えばの話、そういう場合もないとは言えないから。
菅谷美尚委員	申請どおりの案件を建てるのだったらば、これは申請どおり許可が出ると思うのですけれども、全然違うものが建てられるというのが分かってしまった時点で、それはちょっとまずいから、もう一回申請してもらえば、結構通る案件だと思うのです。
議長	それは事務局で後で確認して。
菅谷美尚委員	このままの案件だったら、これは問題ないと思う。
議長	それはそういうことで、保留でひとつ。 では、7番についてはそういうことでお願いいたします。 7番は、そのまま保留か、または自己住宅の場合はそのまま了承する。お願いします。
議長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号8番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積0.36平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、営農型太陽光発電設備、0.36平方メートル。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物、ヒサカキ。許可の日から10年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	続きまして、現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。8番について報告いたします。 場所については、地図5ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。

議 長 森作秀裕委員	申請地は、集団的に存在する農地の地域であるが、一時的な転用であるため許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。 10番、森作です。8番について説明いたします。現況調査員の皆様、ご苦労さまでございました。 地図は、5ページの右側になります。縮尺が広過ぎて、多分、どこがどこだか、皆様も分からないと思います。串挽の[]のほうに向かってきて、途中から小貫のほうに行くと思うのですが、通常は。それで、右側に[]がありまして、その先の十字路、100メートルぐらいのところを左に曲がります。左に曲がると、真ん中の上から下に来る道にぶつかります。それで、この道を行くとY字路があります。これはY字路を左に行くと、[]のほうに向かいます。ですので、すごい鉾田の外れのほうです。ちなみに私のうちがすぐ近くにあります。場所は、そういうことでよろしいでしょうか。 それでは、この[]さんと[]さんの営農型太陽光発電のあれなのですが、再契約ということで、以前も建っていますから、以前は地上の作物はサツマイモを作っておりましたが、このたびヒサカキに替わるということでありまして。問題ない案件かと思われます。よろしくご審議のほうお願いいたします。
議 長	それでは、番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。

		(議案第4号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、届出地、 [REDACTED] 、畑、1、777平方メートル。申請人、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 。事由、高低差解消。期間は令和7年4月9日までとなっております。以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員		8番、平沼です。申請番号1番についてご報告いたします。 去る12月16日、齊藤委員、草野委員と私と事務局で現地調査を行いました。場所については、6ページの左側になりますか。申請地は、道路との高低差のある農地を解消するための行為であり、農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議	長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員		24番、梶間です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、6ページを御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、 [REDACTED] の信号を右に曲がり、 [REDACTED] 海岸のほうへ300メートルぐらい行ったところの左側になります。今回申請地の高低差を解消したいということで、特に問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。 (議案第5号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事 務 局		申請件数につきましては26件、合計で69筆、面積16万5,982平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借34筆、使用貸借35筆となっております。内訳につきましては、新規24筆、再設定45筆となっております。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。

	(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第6号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められています。申請人につきましては9名、筆数は15筆で、合計面積は5万623平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和6年12月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について)

議 長	続きまして、議案第7号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	議案第7号について、ご説明いたします。この件につきましては、令和元年に、奈良県、大分県で農業委員が農地法違反、収賄の容疑で逮捕されたことを踏まえ、全国農業会議所では、度重なる農地転用に係る不祥事が発生したことを踏まえ、令和元年度全国農業委員会会長大会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議しております。これにより、毎年総会で「法令遵守の申し合わせ決議」が求められているため、この決議の趣旨にのっとり、今年も同様に行うものであります。農業委員会等に関する法律第14条「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」。規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられることとなります。第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と制限されております。第33条「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とされており、議事録の公表につきましては、定例会の議事録を、窓口とホームページ上で公表しております。 それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について読み上げます。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

議 長	2. 農業委員，農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し，法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和6年12月25日，銚田市農業委員会。 以上でございます。
議 長	ただいま事務局の説明により，審議に入ります。 これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については，原案どおり決定することに，ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め，原案どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により，報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。3筆で面積は6,020平方メートル。いずれも合意解約となっています。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)

議 長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	5件の届出がございました。29筆で、面積につきましては合計で3万5,699平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
(報告第3号 農地法制限除外の届出について)	
議 長	報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。番号1番、届出地、[REDACTED]の一部、地目、田、面積480平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設は工事用道路となっており、令和7年1月31日までの一時転用となっております。 以上でございます。
(報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)	
議 長	続きまして、報告第4号 「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	番号1番、申請地、[REDACTED]、畑、1,019平

		方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。取消事由は、売却物件について双方の齟齬があったため。取消年月日、令和6年11月27日。令和6年10月25日に許可した案件でございます。 以上でございます。 (報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議 長		報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		法務局より1件の照会がございました。番号1番、1筆で、地目、畑から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和6年12月2日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長		以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長		続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 事務局からどうぞ。
事 務 局		お手元に忘年会の収支決算報告書があると思いますが、後で目を通していただければと思います。 続きまして、農業者年金加入促進事例集がお手元に配付されていると思います。小さい冊子です。 こちらの事例集の12ページを御覧ください。昨年度「のうねん」という情報誌を皆さんに配付させていただきましたが、そのときの内容が「事例集」にも掲載されました。他の市町村の事例もありますので、後で御覧いただき、農業者年金の加入推進に役立てていただきたいと思います。
議 長		それでは、続きまして、何か。事務局、どうぞ。

事務局	すみません。続けてしまうのですが、毎月の今回の議案書配付のときに、タブレットのほうを該当の案件がある方に配付させていただいているのですが、ちょっと紛らわしいのですけれども、この配付しているタブレットで撮っていただく写真については、農地法第3条の所有権移転の場合の案件になります。黄色い紙に、ご自身が担当する案件が入っていると思うのですけれども、こちら農地転用の4条、5条、あと農地改良、現況証明につきましては、15日の現況調査員3名と事務局で現地調査を行っておりますので、あくまでご自身の担当地区の3条の案件だけ写真撮影をお願いできればと思っております。 以上です。
議長	そのほかありましたら。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。33ページの権利の許可の手続についてなのですが、これ10月に農業委員会定例総会で通った案件だと思ってしまうのですが、これやっぱりやめたということになったのですか。農業委員会総会を通ったやつがやめること、これできるのですか。 それと、こうなった場合は、地元の農業委員さんに事前に事務局とか、連絡あるんですよね。地元委員さんというのはどういう、売買の場合のときとかもいろいろ調査してやっているわけなのですが、もしかして地元の委員さんに何も連絡なかったら、地元の調査委員を侮辱していることになるわけですね、これ。これは私の案件ではないのですけれども、おそらく。
議長 事務局	事務局、説明をお願いします。 こちらの3条の規定による権利の許可の取消しについては、規定で、会長の専決処分にはできるというふうになっておりますので、報告で一応させていただいているのですが、基本的には、こういった案件、あまりないのですけれども、あった場合には、地元の委員さんにはきちんと報告をすべきというご意見は、全くそのとおりだと思うので、今回はちょっとご連絡、これ関根委員の案件ですけれども、関根委員には、まだ説明をしていなかったもので、今後は、こういった案件が来たときには、事前にご報告のほうは地元委員さんのほうにさせていただきたいと思いますので、大変申し訳ありませんでした。この案件については、後から、申請者さん、ちょっとそこがあったということで、取下げということになったというふうに関

		いておりますので、すみませんでした。 以上です。
議 長		そうということで、事務局のほうで、ちょっと報告するのが漏れた ということで、今後、そのようなことのないように、やはり地元委 員のほうにもそういった連絡のほうをこれからするというこ
大貫修一委員		農業委員会の総会を通して、結局なしになったということですよ ね。これはクーリングオフでしたって、やっぱりクーリングオフ期 間過ぎてしまうのに、農業委員会は何年から大丈夫なのですか、こ れは。法務局に申請するまでは別に大丈夫なのですか。
議 長		事務局。
事 務 局		すみません。ちょっと何年以内までというのは、すぐに出てこな いのですけれども、少なくとも取消しをしない限りは許可はずっと 生き続けてしまうので、それこそ登記をせずに何十年も許可が続い て、そのまま名義が変わっていないというケースもあったりします ので、もしかしたら、その取消しに関しては期限はないかもしれな いですが、後で、来月の総会で報告できるように、ちょっと調べさ せていただければと思います。 以上です。
大貫修一委員		お願いします。
議 長		そうということで、よろしいですか。
大貫修一委員		はい。
議 長		そのほか何かありましたらば。 (発言なし)
議 長		それと、来年、新春の賀詞交換会、皆さん、やはり一応市の公務 となっておりますので、極力参加くださるように、ひとつこの場を 借りてお願いをいたします。極力参加をしてくださるように、ひと つお願いをいたします。
議 長		それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとう ございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会12月定例総会を閉会いた

します。本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後3時44分 閉 会

署 名 人

議長（会長）

24番 委 員

1番 委 員

